佐賀県告示第267号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により同法による医療 扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護 法第49条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機 関として、次の医療機関を指定した。

平成 30 年 7 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
医療法人関医院	唐津市船宮町 2302 番地 33	平成30年1月1日
池田歯科	武雄市武雄町大字武雄 5896	平成30年2月1日
	番地2T-cube101	
副島歯科医院	小城市芦刈町三王崎 326 番	平成30年3月1日
	地8	